

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok
10110, Thailand 地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～タイ政府薬事機構はファビピラビル製造 \(アビガン\) の準備を整える～](#)

～タイ内閣は貿易協定(CPTPP)を巡って意見が分かれる～

～タイ首席交渉官は CPTPP がタイにとって有益であると述べる～

～タイは貿易協定(CPTPP)を必要とする～

～タイ商務省の職員は、知的財産保護を強化すると誓う～

～タイ商工会議所は貿易協定 (CPTPP) を熟慮する～

～タイ政府薬事機構 (GPO) は COVID-19 治療のためファビピラビル (アビガン) を開発する～

～タイへの有益な友好の手をアメリカが差し出す～

～タイ工業連盟は、COVID-19 後の時代において 3 分の 2 のタイの産業が、不況から抜け出すことに困難を感じていると予測した～

～タイ・ジュリン商務大臣は、商務省が貿易協定 (CPTPP) にタイが参加する提案を行うとの噂を否定する～

～タイ・ジュリン商務大臣は、他の大臣との貿易協定 CPTPP 協議へ向けて準備する～

～タイ投資委員会は国営銀行と協力して Covid-19 により大きな損害を受けた企業への支援を拡大する～

～ベトナムへの投資計画を大多数のドイツ企業が継続する～

～ベトナムへのより一層の外国直接投資誘引の機会を COVID-19 が与える～

～中国の長期化した商標係争で、NBA のレジェンドであるマイケル・ジョーダン氏が勝利する～

～中国の知的財産守護者としての新たな役割～

～中国政府は、偽造カメラの事件で Alpa を支持する判決を下す～

～アメリカにおける竹製バッグをめぐるトレードレスと特許とパテントトロール～

～イギリスの J.K.ローリング氏は、教師が「ハリーポッター」を朗読しているビデオを投稿できるようライセンス費用を免除する～

～パテントプールが感染症アウトブレイクを終わらせる鍵となる～

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを4月25日付けで更新しました。

ホームページを2月17日付けで日本語版を一新致しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

(6月、7月の祝祭日のお知らせ)

6月は3日が祝祭日です。7月は6日、7日、28日が祝祭日です。祝祭日については、今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありませんが、非常事態が6月末までに延長となり、日本からタイへは、旅客便は6月末まで運行されておられません。入国基準が非常に厳しくなっており、さらに日々変化する状況にありますので、事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、公共交通機関への利用は控えるように、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後とするようタイ政府より要請されています。来タイ予定の方はご注意ください。

(タイ特許審査マニュアルの和訳について)

ジェトロからの委託により、上記和訳が3月末に完成致しました。つきましては、ジェトロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには入っておりませんので、ご注意ください。

(再信と更新4回目：ミャンマー商標法、意匠法の仮和訳が日本特許庁より公表されました)

昨年5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。施行日がいつになるのかが注目される処ですが、知財担当局が教育省から商務省に移行されるため、その行政部署移行が完了された時点と予想されます。現時点未定ですが、弊所の収集した情報によると新型コロナウイルス感染の対策により、さらに遅れており、現在では、**今年中は、無理かもしれない**とも言われています。

(意匠法(日本語仮訳))

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(商標法(日本語仮訳))

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(特許法(日本語仮訳))

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf

～編集者より～

バンコクの法律事務所に日本人の相談役という立場で、所属するというニュースを発見した。タイでの労働許可条件は、非常に厳しく、例えば仕事でタイに出張に来ている場合、3日間でも労働省に通知をしている日系機関もある。もし、この相談役なる人物がタイで仕事(所得を得る)をするというのであれば、是非にコンプライアンスを意識して行動して戴きたいものである。もし、この関係者がこの論稿を読んで戴いているのであれば、是非タイのマイクロソフト最高裁判決後のタイ法曹界からの労働省へ告発予定(2000年11月30日バンコクポスト)を勉強して戴きたい。

さて、前稿 [No.308](#) で論じたが、日本政府より G7 に向けてこのコロナウィルスについてパテントプールを提案する予定というマスコミ報道があった。 [本稿記事](#) でも採り上げたが、どのような内容となるのか分からないが、以前から国際社会でアイデアとしてあったものを具現化する絶好の機会と思われる。是非に、その全貌を日本政府により世界に向けて発信して載きたい。

この新型コロナウイルス感染拡大の非常事態宣言の下で、タイが参加を表明している CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, 包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定) への加盟可能性について意見を某所より求められた。

知的財産分野から観てのこの条約加盟のハードルは、①医薬品へのアクセス、②種苗の自家採種の禁止 (UPOV1991 からの規定) である。①について、パテントリンケージ (CPTPP18.53 条) がおそらく大きな問題となる。色々と情報が飛び交っていると思うが、まず現状を把握すると、タイでの新規開発医薬 (先発薬あるいは新薬と以下、称する) は、現在及び近い将来もほとんどあり得ない。タイの医薬品市場 (販売額) はジェネリック医薬 (国産及び輸入ジェネリック) が 6 割、先発薬が 4 割である。販売量での市場分析は手元に無いが、先発薬は高額であるため、圧倒的に販売量ではジェネリックの比重が大きいと思えるため、タイ国内医薬品企業の多くはジェネリック製造及び販売 (輸入) を行うことにより、医薬品市場が成り立っていると言ってよい。

また、タイの医療保険制度 (ずっと以前に本稿 [News No.177](#) で紹介した) は日本と同様に国民皆保険制度であるため、政府としても如何に医療費 (診察費用だけでなく医薬品費用も含まれているため) を抑えるかが、国家会計上、非常に重要な政策課題となる。

従って、タイ政府の政策基本は、如何にジェネリック医薬を早くかつ安価に市場に出すか、である。 短期間で市場に出すという点について、現在の医薬の特許審査期間（出願から登録まで）は、2019年調査で15年以上、2016年の調査では18.5年という数字が出ている。CPTPPに加盟すると、これに加えてタイFDA(Food and Drug Administration,保健省食品医薬品局)によるジェネリック医薬企業と特許権利者のパテントリンケージ(CPTPP18.53条)による調整期間が加わるため、さらに当該医薬品の市場投入が延び、ジェネリック医薬が市場に出てくるのは、はるか遠い先となってしまふ。 安価でなければならないという点では、特許権利化後に、薬品価格に特許ライセンス料(医薬品にもよると思うが、過去の強制実施権関連の情報には、0.5-2.0%となっているが、強制実施権行使した国によっても異なり、最大5%という南アフリカの例もある)がその分転嫁されてくるため、当然に、タイ政府は特許審査をできる限り遅らせて、値上がりしない状態(余り意味が無いように思えるが、それとも異議理由、無効理由を見出す期間を十分にとっているとも思える)を長続きさせるよう誘導しているのであるが、これに加えてCPTPPには、医薬品の特許権利期間が延長可能となる規定(CPTPP18.48条)があるため、不合理な審査遅延がある場合、特にタイでは医薬特許はほぼすべてに当てはまる。その不合理な期間を権利期間に加算することとなり、ジェネリック医薬が市場に出てくるのがその権利延長期間分さらに遅くなることになる。

他方、現行のタイ特許法には、強制実施権の規定(第37条から40条)があり、過去7件(2006年から2008年)の強制実施権行使の事例があるが、これは、先発薬(特許権利期間中の医薬)に適用されるため、タイの政策(ジェネリック医薬を早期にかつ安価に入手する方策)の決め手にはなりそうにない。なぜなら、過去7事例を行使してみて、ライセンス供与先は、ほとんどがタイ政府機関であるGPO(Government Pharmaceutical Organization, タイ政府医薬品局)であり、その製造能力(技術的、人材的、資金的)が無いいため、結局他国(おそらくインドのジェネリック医薬企業、サンファーマ等)に医薬製造を依頼し、輸入するか、製造設備一式を人材と共に導入することとなるためである。GPOは、全国の国公立の病

院に医薬供給をする政府機関（病院での GPO からの医薬品購入の購買比率が定められている）と位置付けられており、当時のあるメディア記事を読むと、タイ国内での当該医薬品製造ができないことが判明したため、タイ政府担当大臣が、インドの医薬企業に出張して、製造依頼したという記事もあった。また、特許法上の強制実施権行使の手続きは、ライセンス供与先と権利者との間での合意手続きなどがあり、その手続きをそのまま遵守すると、手続きに長い期間を要する欠点がある。この欠点を無視して強引な権利行使を行うと、権利者及び権利者国政府から相当な非難を浴びせられる。つまり、強制実施権行使というのは、外からの非難に十分耐えられる体制が備わっている上で、国内の能力（輸入行為は除くが）が一定以上の国にのみ効果的に利用できる非常時向けの制度だと言える。現在のタイの国家医薬産業のレベルでは、強制実施権行使という手段は、非難を受ける大きなリスクがある上に、実質的かつ温和な解決策にはならないのである。

とすると、タイが CPTPP に参加した場合、何か大きな国内での変化（改善）があるのかというと、最も大きな変化は、医薬品特許の審査期間が大幅に短縮化され、ジェネリック医薬企業と特許権利者との交渉の場が、商務省ではなく、FDA のみとなり、前述したように（特許権利期間が延びた場合において）ジェネリック医薬の市場投入が今より遅れるものとなる一方で、特許審査期間が通常他の分野の特許審査同様 4-5 年程度に短縮化されれば、パテントリンケージでの調整作業期間を加えても、ジェネリック医薬が投入される時期がかなり短くなる（最短で特許権利期間終了直後）という最も望ましい状態となる。総じて加盟によりタイ政府内部手続きは、国際社会からみて手続きの透明化、各手続きの政府内部の責任の明確化が進むことは間違いない。

但し、今のままの状態（世論への説明不足、合意形成不足）で CPTPP に加盟することは、国民を納得させることはできないと予想されるため、恐らくタイ政府は、条件付き（ある条項を留保したまま、タイのメディアではグレースピリオドと呼んでいるが国内での調整期間が必要だという）加盟というのが、現実的路線となりう

るであろう。さらに、もう少し言うと、医薬品の価格施策についてもインドのような医薬品価格管理令（DPCO, Drug Price Control Order）など側面から価格監視できる新たな制度及び体制を持つことにより医薬品が安価であることを国民に知らしめることも、同時に必要ではあるまいか。

ちなみに、[ベトナム医薬品制度調査（2014年ジェトロハノイ発行）](#)には、その中に2014年1月10日にベトナム政府において「2020年までの医薬品産業開発国家戦略および2030年までのビジョン」（Decision 68/QD-TTg号）が承認されたとあり、その開発方針として、「医薬品産業の基盤を構築し、良質・適正価格のジェネリック医薬品の生産開発投資に力を入れ、段階的に輸入品から国産品に切り替えていく。」とある。どの国もジェネリック医薬品を国内で、良質で適正な価格のものを安定して得ることが、医薬品産業発展の第一の目的となっているのである。これは、当にタイ政府と軌を一にする政策路線ではあるまいか。このベトナムもCPTPPの主要メンバーであることを付言したい。

次に冒頭②で指摘したが、種苗法についてCPTPP加盟に向けてコメントしたい。CPTPPでは種苗関連は、UPOV（1991）を批准することが前提となっており、タイの種苗法との整合性が求められる。

特に自家採種を現行タイ種苗法（第33条）では、挿他権行為の例外として認めているが、UPOVでは禁止されることになる。タイ国内農家保護のため、この条項は、国民世論から見て、受け入れがたいものとなっている。タイの種苗法は、他国の同様な法律と違い、新品種保護だけを目的とするわけではなく、むしろ遺伝資源保護が、大きな目的となって立法されている。したがって、地域固有種（第43条-51条）、地域一般種及び野生種（第52条、第53条）においても保護がなされており、特に薬草を含む多くの場合に、試験採種と商業的利用の二段階で、農務省審査を受けることになっている。話は戻るが、自家採種によってできるF1世代は、形質が劣化することが技術的、自然的には可能であるはずなので、現実的にはそれほどメディアが世論を煽るほどの心配はなかろうと思う。条約で言う自己増殖の定義範囲

についての議論もまだ国際間で統一されていないのも問題である。さらに、この条項運用はかなりフレキシブルにできるため、各国政府によってそれぞれ現実に合わせて運用されている。タイ政府がどのような運用をするのか、そしてその運用が世論を納得させるかどうか、の調整にさらに時間が必要となるかである。ちなみに、日本の種苗法改正は、自家増殖の禁止を盛り込んだ本年度の改正を見送ったとメディアは報じている。

以上、思いつくままに縷々述べてみたが、いずれにせよ、8月のタイの加盟申請予定まで、2カ月を切った。今後どのようにタイ国内及び対外的な調整が行われるのか大いに期待したいものである。

～タイ政府薬事機構はファビピラビル製造（アビガン）の準備を整える～

タイ政府薬事機構(Government Pharmaceutical Organization : GPO)は、COVID-19 の治療薬として売り込まれている抗ウイルス薬ファビピラビル（S&I注：商品名アビガン）を自身で製造するために作業を行なっている。GPO の取締役会議長を務める Sophon Mekthon 博士は、この危機の間、医療安全保障の確立は非常に重要であると述べて、GPO の医薬品チームがより効率よくファビピラビンを製造するために、その製法の研究のために熱心に働いており、来年までに製造する計画である、と述べた。Sophon 博士は、ファビピラビンの特許はすでに失効しており、よってタイは合法的にファビピラビンを製造可能である、と述べた。ファビピラビルは、日本においてインフルエンザ治療に用いられる抗ウイルス薬であり、ウイルスの複製を阻害することが知られているため、COVID-19 の治療に用いられている。タイは1月以降、COVID-19 患者の深刻な症状を緩和する治療のために、ほとんどのファビピラビンを日本から輸入している。タイ保健省 (Ministry of Public Health)は20万錠のファビピラビンを備蓄しているが、備蓄目標の100万錠の20%でしかない。しかし、保健省は、現在のファビピラビルの備蓄はCOVID-19 の3,000症例の治療には十分であるとしている。副作用と備蓄量から、保健省はファビピラビルの処方より重篤な症例に限定している。GPO が深刻な

流行を解決するため薬品を製造するのは初めてではなく、10年以上前の鳥インフルエンザ流行の際、オセルタミビル（S&I注：商品名タミフル）をGPO-A-Fluの商品名で製造した。ファビピラビル製造のために、GPOは医療サービス局（Department of Medical Service）と食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）に認可を求めている。マヒドン大学薬学部のPitchaya Dilokpattanamongkol講師は、COVID-19に処方する薬として、ファビピラビルは主要な薬品として公式には認識されていない、と述べた。しかしPitchaya講師は、ファビピラビルの「未解決の効果」がコロナウイルス治療を助け、また「副作用が少ないこと」を強調したが、胎児に直接影響することから妊婦には安全ではないことを警告した。Pitchaya講師は、COVID-19コントロールのためにはワクチンが最良の手段であると述べた。しかし、現在のところ、そのようなワクチンが入手可能となるまでには、さらに1年から1年半は必要である、と考えられている。

（2020年4月28日、バンコクポスト）

～タイ内閣は貿易協定（CPTPP）を巡って意見が分かれる～

ジュリン副首相兼商務大臣が、本日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）へタイが参加するための内閣への提案を取り下げること、消息筋がバンコクポストに対し明らかにした。この動きは、伝えられるところでは、市民団体が食の安全と医薬品アクセスへの悪影響を主張している提案反対への合唱に、アヌティン副首相兼保健大臣が同調したことによるものである。消息筋および保健省によれば、アヌティン副首相は、本日の会議で反対を表明する準備ができていた、とのことである。ソムキット副首相は、ジュリン副首相自らが議長を務める政府の国際経済政策委員会が、協定への参加を支持していると述べた。CPTPPは、市民団体及び保健活動家が強硬に反対しており、エイズ・アクセス財団（Aids Access Foundation）のNimit Tienudom氏は、要件がより緩和されても、我々がこの自由貿易協定に全体として反対する、と述べた。

（2020年4月28日、バンコクポスト）

～タイ政府首席交渉官は貿易協定（CPTPP）がタイにとって有益であると述べる～

市民団体からの高まる反対にもかかわらず、タイが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に加盟した場合、タイの経済成長、投資、輸出が進展するであろう、とタイの首席交渉官は主張している。国際通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)オーラモン局長は、(DTN が委任した) Bolinger & Company の調査によると、CPTPP へのタイの加盟は、GDP を 12.2%、133 億バーツ成長させ、投資額が 5.14%、1,480 億バーツ増加し、輸出は 3.47%、2,710 億バーツ伸びる、と述べた。伸びの大きい輸出品は、加工鳥肉、砂糖、コメ、海産物、果物、自動車およびその部品、エアコン、およびアパレルである。CPTPP 加盟がなければ、タイは GDP を 0.25%、266 億バーツ失い、投資は 0.49%、143 億バーツ減少し、輸出は 0.19%、146 億バーツ落ち込む。オーラモン局長は、タイはまた、加盟しない場合の、貿易、投資、および、地域内サプライチェーンおよび生産プロセスの接続性の機会損失に悩まされる、と述べた。タイの農家と市民団体は、新たな協定の、特許された植物素材を含む種子の貯蔵および再利用を妨げる知的財産条項の影響について懸念を表明している。これに対し、当局者は農家が種子を集めて再利用する権利を有すると主張するが、それは非商用目的に限られる。反対者はまた、知的財産権および特許の保護に関係する、手頃な価格の薬品の入手に影響するいくつかの CPTPP の条項について懸念を表明した。調査は、CPTPP 加盟国に対し、2015 年と比較して 2019 年にはベトナムとシンガポールがそれぞれ年平均 7.85%および 9.92%増の輸出を行ったのに対し、タイは同期間の比較で、CPTPP 加盟国向けの輸出は 3.23%増にとどまっている。CPTPP 加盟国からベトナムおよびシンガポールへの外国直接投資は 2019 年にそれぞれ 169 億ドルおよび 639 億ドルに上ったが、タイへの CPTPP 加盟国からの 2019 年の直接外国投資は、90 億 1 千万ドルにすぎなかった。タイは、貿易のための競争力と投資誘引のために、CPTPP のような貿易協定や新たなパートナーを探さなけ

ればならない。しかしながら、オーラモン局長は、内閣の承認が必要であるため、CPTPP への加盟決定はまだまだ先のことである、と述べた。オーラモン局長は、いかなる決定も、その後、議会承認を必要とする、と述べた。

(2020年4月28日、バンコクポスト)

～タイは貿易協定 (CPTPP) を必要とする～

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP) の内閣における審議が予告なく今週初めに取下げられたことは、必要がなく、後悔すべき事項であった。切迫した地政学および地経学的な不利益の趨勢により、タイは CPTPP への加盟を検討しなければならないが、コンセンサスを得るには、国民の参加や、関係団体との交渉や駆け引きをとらなければならない、非常な困難が横たわっている。2000年代初めから、関係者の潜在的な政治的衝突と、国民参加の欠如を理由として、タイの貿易政策及び貿易戦略は政治的になり、タイ FTA ウオッチ (FTA Watch) 率いる市民団体から反対されている。タクシン政権の自由貿易協定への隠れた思惑に対する市民社会の不信感は大変に根深く、為に、2007年憲法において、FTA を最初から精査する目的で第 190 条を設けることとなり、その為、権力が行政部門から議会へ移動した。タイの直近の大規模な FTA は、2007年に発行された日タイ経済連携協定 (Japan Thailand Economic Partnership Agreement, JTEPA) である。全体を通して、タイの FTA 協定からの利益は思ったよりもずっと良い。例えば、タイのオーストラリアとニュージーランドとの FTA を介した貿易は黒字である。タイが、中所得国になった結果、開発途上国が恩恵を受ける一般特惠関税制度 (Generalized System of Preference, GSP) は時代遅れとなり消えて行く。世界貿易機構 (World Trade Organization, WTO) のドーハラウンド (Doha Round) 交渉は過去 20 年かけても終結せず、多国籍貿易制度は死に瀕している。全ての国が、経済成長の為にその他の国際貿易の源に頼らざるを得ず、多くは、二国間自由貿易協定や地域貿易自由化を頼みとした。トランプ大統領が執務を開始した 2017 年にアメリカが放棄した CPTPP は、第一級の自由貿易プラットホームである。全

30 章からなる CPTTP は、単なる貿易自由化を越えた協定であり、知的財産権、サービス貿易、競争政策から労働基準に至る一連の問題における規制の枠組みを構築するものである。そのためこの協定は、貿易自由化や関税優遇措置を超えて、多くの国内規制の改正を必要とする。FTA の反対者は懸念を表明する資格があるが、全ての関係者を含めた完全な議論が必要である。ベトナム、マレーシアは、タイのアセアン近隣諸国であるとともに、CPTTP から極めて重要な利益を得ようとする競争相手国である。ベトナムにとって CPTTP へ 加盟することは、国内経済改革のための口実に過ぎず、そうでなければ機能しない。加えて、CPTTP は、タイがサプライチェーンゲームに留まることを可能とし、中国からの企業の再配置と、サプライチェーンの地域化へ向けた動きにおいて負けないために重要である。タイに必要なのは、オーストラリアやニュージーランドが FTA 交渉の前に片付けたような宿題である。これらの国々は、数えきれない程の調査や報告をもって国民を教育した。(2020 年 5 月 1 日、バンコクポスト)

～タイ商務省の職員は、知的財産保護を強化すると誓う～

タイ商務省職員は、蔓延する侵害行為と取り組む長年の努力にも関わらずタイが引き続きアメリカの監視国リスト (Watch List) に掲載されていることから、知的財産保護への取り組みを強化するとことを誓った。ジュリン商務大臣は昨日、アメリカ通商代表部 (Office of the United States Trade Representative, USTR) が水曜日に、公式に、タイがアメリカの優先監視国リスト (Priority Watch List) から削除された 2017 年からの 4 年間は、タイを監視国リストに引き続き掲載することを発表した、と述べた。タイはベトナム、パキスタン、ルーマニア、ブラジル及びカナダなどとともに、監視国リスト掲載の 23 カ国中の 1 カ国である。ジュリン商務大臣は、USTR の最新の発表は、知的財産侵害の防止とその抑制に対するタイ政府の政策への賞賛政策への評価であると述べたが、しかし、アメリカの幾つかの機関は実市場及びバーチャル市場で販売されている偽造品に懸念を示して、バンコクのシーロム地区のパッポン市場と、人気のあるオンライン取引プラットフォームである shopee.co.th を、より詳細な調査のために特定した。ウィラサック商務副大

臣はそれらの懸念に応えるべく、取り組むための多くの計画が進行中である、と述べた。タイは、より良い知的財産保護の為に、ハーグ協定(Hague Agreement)と著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO Copyright Treaty, WCT)の2つの協定へ加盟する準備を進めている。ウィラサック商務副大臣は、知的財産の価値について国民を教育するためのキャンペーンを実行するとともに、オンラインおよびオフラインにおける犯人の取り締まりを継続することを誓った。

(2020年5月2日、バンコクポスト)

～タイ商工会議所は貿易協定(CPTPP)を熟慮する～

タイ商工会議所(Thai Chamber of Commerce, TCC)は、Covid-19後の国際貿易の活性化のために、論議を呼んでいる、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP)へのタイの加盟提案に立ち戻るかどうかについて、熟慮している。CPTPPには、アメリカと中国を除く環太平洋地域の11カ国が含まれており、GDP成長の助けとなることが期待されるが、タイ商工会議所は、食の安全、及び、特定の医薬品へのアクセスに対するマイナスの影響に対し懸念を示している。タイ商工会議所大学(University of the Thai Chamber of Commerce, UTCC)の専門家による研究チームが発足され、来月にかけてこの問題を調査する。この研究の中心人物である、タイ商工会議所のSanan Angubolkul副会頭は、医薬品と農作物への影響を含む一連の問題に対し、意見を述べてもらうために企業を招くこととしている。CPTPPの知的財産に関する条項により、農家が特許された植物材料を含む種子の保管と再利用が許されないのではないかと心配している一方で、患者の権利の擁護者は、この協定が医薬品の強制実施権に影響するのではないかと恐れている。Sanan副会頭は、彼のチームが、ベトナムがどのようにCPTPPのあり得る悪影響に対処することを計画しているのかについて調査する、と述べた。CPTPPは、市民団体と保健活動家から猛反対を受けている。反対派には、アヌティン保健大臣と主要な市民団体が含まれる。タイ工業連盟(Federation of Thai Industries, FTI)が、この議論を注意深くフォローしており、FTIの情報筋による

と、FTI は、火曜日に意見集約開始のための会議を呼び掛けている。また、同情報筋は、タイ商業・工業・金融合同常任委員会(Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking : JSCCIB)が本日この問題につき協議する予定であると付け加えた。

(2020年5月7日、バンコクポスト)

～タイ政府薬事機構(GPO)は COVID-19 治療のためファビピラビル(アビガン)を開発する～

タイ政府薬事機構(Government Pharmaceutical Organization : GPO)の研究開発機関の Nuntakan Suwanpidokkul 部長は、GPO は COVID-19 治療に効果的であるとされている薬品のひとつである、ファビピラビル(S&I 注:商品名アビガン)の GPO 版を 3 月半ばに開発したが、その認可申請には、約 1 年かかるであろう、と述べた。GPO はタイ国内の患者の継続的な治療を支援するため、ファビピラビル錠剤の十分な備蓄を構築する管理計画を有している。日本の富士フイルム富山化学は、2010 年にファビピラビル錠剤の製造に対し出願を行っているが、現在もそれは特許出願のままである。もし、ファビピラビルに特許が認められた場合、それは 20 年間の保護期間を有する。しかしながら、タイ国内での処方は、いかなる訴訟による影響を受けることなく実施可能である。にもかかわらず、市場向けにファビピラビルが製造された場合、特許侵害による訴訟を提起される可能性がある。そこで、GPO がファビピラビルを製造し頒布できるようにするためには、自発的なライセンス合意が特許権者との間で交渉されなければならない。タイはファビピラビル錠剤を 18 万 7 千錠輸入し、5 月にさらに 30 万 3,860 錠を購入する。

(2020年5月12日、タイネーション)

～タイへの有益な友好の手をアメリカが差し出す～

5月13日水曜のジュリン商務大臣との会談において、Michael George Desombre 駐タイ・アメリカ大使は、アメリカはタイをアメリカ投資家のための投資基地となるように推進しようとしており、また、タイを知的財産監視国リストから外す準備

もできている、と述べた。会談のあと、Desombre 大使は、COVID-19 危機に取り組むその率先した政策についてタイ政府に対し敬意を表し、また、アメリカはタイを生産拠点とする動きに喜んで回帰する、と述べた。Desombre 大使はまた、ジュリン大臣に対し、ワシントンは知的財産事業における協力と、タイを監視国リストから外す準備ができている、と述べた。一方、ジュリン大臣は Desombre 大使に対し、アメリカの製造分野が、ゴム、コメ、デジタル部品といった原材料をタイからより多く調達するための支援を求めた。ジュリン大臣は、タイにおける医療用マスクのような不正商品販売を防止するために Facebook、Instagram および Twitter といったソーシャルプラットフォームとの調整への支援を Desombre 大使に求めた。それとは別に、タイの民間大手企業は、PTT（訳注：タイの巨大石油化学企業）が注目する、石油化学分野の 130 億ドルの投資のような、アメリカへの投資を計画しており、その一方でアメリカもまた、タイにおける先進的な石油化学プラントの設立のために約 2 千億ドルを費やす計画である。

（2020 年 5 月 14 日、タイネーション）

～タイ工業連盟は、COVID-19 後の時代において 3 分の 2 のタイの産業が、不況から抜け出すことに困難を感じていると予測した～

タイ工業連盟(Federation of Thai Industry : FTI)は、ほとんどのタイ産業が COVID-19 後の時代を生き残ることに困難を認めており、タイ政府に対して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)への加盟と、貿易相手国とのより一層の自由貿易協定締結を求めた。5 月 13 日水曜に、FTI の Kriangkrai Thiannukul 副理事長は、タイにおける 45 の産業分野のうち 32 分野が、アウトブレイク後の世界的景気後退により、需要の落ち込みに悩まされて、その回復が遅いと予測している、と述べて、医療およびヘルスケア部品、医薬品、情報コミュニケーション技術、紙パルプや、e コマース関連産業であるプラスチック、アルミ、包装などの 13 分野のみがパンデミック後に拡大するであろう、と付け加えた。しかしながら、Kriangkrai 副理事長は、残る少なくとも 2/3 の産業が

辛い将来に直面していることに警鐘を鳴らした。Kriangkrai 副理事長は、アウトブレイク後、事業がフル操業できないため、タイを含む世界経済の回復は遅い、として、ワクチンが入手できるまでは物事は常態には戻らず、またワクチンの入手には1年から1年半が必要であり、かつ、その世界的な配布にも時間が必要である、と述べた。これに加えて、世界のサプライチェーンは昨年、米中貿易戦争により深刻な打撃を受けており、今年は海・空の輸送が途絶することにより、パンデミックがさらに大きな打撃を世界のサプライチェーンに与えている。また、多くの事業がその生産拠点を中国から自国へと戻すであろうとみられる。Kriangkrai 副理事長は、パンデミックの間、医療器具に対する需要は高かったが、中国がそれらの輸出を禁じたため、結果として中国に原材料を頼っていたアメリカは自国内での生産を増やすことができなかった、と述べた。Kriangkrai 副理事長は、アメリカがタイ製品の最大の輸入国となる一方で、中国の投資家はまた生産拠点をアセアンおよびタイへ移転させるオプションを見据えていることを前向きに捉えているが、他方では、タイは多くの外国投資家が考慮対象としているベトナム、マレーシア、およびインドネシアとの競争に直面することとなる、と述べた。Kriangkrai 副理事長は、多くのハイテク産業が、先進国により提供される特惠関税制度の下での貿易恩典を享受できるマレーシア、ベトナム、インドネシアを考慮している、と述べて、タイも、ある程度までは緩和されるであろう、最大の貿易ブロックである CPTPP への加盟交渉を急ぐことを研究する時期である、と述べた。

(2020年5月14日、タイネーション)

～タイ・ジュリン商務大臣は、商務省が貿易協定 (CPTPP) にタイが参加する提案を行うとの噂を否定する～

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)へのタイの加盟を、商務省が内閣に提案するとの噂に関して、ジュリン商務大臣は本日5月19日に、自身はそのような提案は行っておらず、また、商務省の誰かが行っていることも知らない、と、断固として否定した。ジュリン商務大臣

は、CPTPP 問題をソムキット副首相と議論するかどうかは、首相次第である、と述べた。懸念されている事項には、植物新品種保護と政府調達が含まれている。

(2020年5月19日、タイネーション)

～タイ・ジュリン商務大臣は、他の大臣との貿易協定 CPTPP 協議へ向けて準備する～

プラユット首相は昨日、ジュリン商務大臣に対し、他省庁との環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)協議の準備を行うよう命じた。政府消息筋は、昨日の閣議と並行して、ジュリン商務大臣が、CPTPP に関し、外務省、農業・協同組合省、保健省の各大臣と議論した、と述べた。消息筋は、ジュリン商務大臣は、非公式な議論において CPTPP 提案の現在の詳細を首相に求められた結果、全員が現状についてよく認識し、8月に予定される CPTPP 創設国の協議に対する準備を開始できるようになった、と述べた。ラチャダー政府副報道官は、昨日の内閣の公式会合では CPTPP 提案が机上に乗ることはなかったが、代わりに非公式会合で議論されたことを認めた。ラチャダー政府副報道官は、CPTPP 創設国であるニュージーランドおよびベトナムにおいても、医薬品特許および植物品種に対し 10 年および 15 年の猶予期間を求める問題が扱われた、と述べて、タイも同様の猶予期間を求めることができる、と付け加えた。ジュリン商務大臣は、単に全ての社会が共通理解に達したときにタイが貿易協定に向けて進むべきであるとして前回の閣議で CPTPP を取り下げた今月初めに、この問題はすでにクリアにしていると述べた。

(2020年5月20日、バンコクポスト)

～タイ投資委員会は国営銀行と協力して Covid-19 により大きな損害を受けた企業への支援を拡大する～

タイ投資委員会 (Board of Investment, BOI) の Duangjai Asawachintachit 事務局長は、BOI は、Covid-19 のアウトブレイクにより影響を受けた起業家を支援

するために、タイ中小企業開発銀行（Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand, SME D Bank）及びタイ輸出入銀行 Export-Import Bank of Thailand, Exim Bank）と協力して、5月28日に、BOIの恩典獲得に興味のある起業家をガイドし支援するためのオンラインセミナー“SME Solution for the Covid-19 Crisis”を開催するほか、幾つかの支援手段の提供を予定している、と述べた。特筆される支援は、土地投資及び運転資金を除く50万バーツのBOIの恩典を受けたいと望む企業の最小投資必須額の減額、3-8年の恩典を伴うA型企業家向けの企業法人税の控除を投資額の200%まで拡大、プロジェクトで使用する中古機械の輸入許可、である。Duangjai 事務局長は、これらの恩典を受けることのできる企業は合計年間収益が5億バーツ以下で、BOIへ2021年以前にこの申請を行わなければならない、と述べた。Duangjai 事務局長は、BOIの特典を受ける企業の60%は、毎年、中小企業であると述べた。

(2020年5月20日、タイネーション)

～ベトナムへの投資計画を大多数のドイツ企業が継続する～

年次国際ドイツ景況感調査（Global German Business Confidence Survey）の結果が、在ベトナム・ドイツ商工会議所(Delegate of the German Industry and Commerce in Vietnam, GIC/AHK Vietnam)により発表された。GIC/AHK Vietnam は、今回の調査をドイツ投資家及びさまざまな分野における、ベトナムで活動する企業へと配布した。ベトナム政府のウイルス拡大防止に対する迅速な対応をもってしても、全ての社会経済生活、更にはドイツ企業の投資環境に対するウイルスの影響は引き続き見受けられる。同調査によると、広範な分野の強さ及び印象的な年間成長にも関わらず、43%のドイツ企業はCOVID-19がベトナム経済の発展に影響していると感じている。回答した5社に1社の割合で、ベトナムは経済を回復でき、中期的に成長傾向を続けることができるであるとの確信を断言した。パンデミックの世界的拡大に対応して、ベトナム政府は、企業が現在進行中の危機を乗り切ることを支援するための財政支援パッケージを実施している。14%のドイツ企業が、今年の実績は、昨年予測した数字より悪くなると確信しており、また、

59%の回答者は若干前向きであり、2020年の実績は2019年と同程度であると予想している。今年の調査における一つの注目点は、大多数のドイツ企業が財務上の目標を大幅に引き下げたことである。調査結果によると、回答者の82%がCOVID-19により、売上が連動して減少するとしており、その内の9%は売上が50%超減少すると、また63%は売上が10%-50%減少すると述べている。また、86%が一時的な移動制限が大きく影響していると述べた。全体の59%の回答者が、疾病が彼らのサプライチェーンを破壊したと回答している。更に、感染拡大の結果として、55%のドイツ企業がキャンセルにあっており、その内の50%が自身の新規投資計画において無期限の延期を余儀なくされている。この調査における前向きな部分は、72%の企業がベトナムでの投資構想を継続する意向を述べたことで、うち27%が労働力としてさらなる雇用を計画している。これは、ベトナム政府の、投資環境改善における素晴らしい取り組み、更に自由貿易協定、特にEU・ベトナム自由貿易協定(Europe-Viet Nam Free Trade Agreement, EVFTA)に対する前向きな努力が功を成したことの現れである。調査結果によると、68%のドイツ企業がCOVID-19のパンデミックが市場の需要を著しく減少させ、このことが、ベトナムでの投資における多額に損失につながると考えていると述べた。この調査によると、回答者の59%は、ベトナムの経済政策が、向こう12か月以上にわたり、回答者のビジネス開発計画への取り組みに難題をもたらすと考えている。金融、インフラ及び熟練労働者不足もまた、引き続き中期的なドイツ企業の間での懸念として残っている。

(2020年4月8日、ベトナム税関ニュース)

～ベトナムへのより一層の外国直接投資誘引の機会をCOVID-19が与える～

COVID-19のパンデミックはベトナム経済に重大な打撃を与えたが、資本の流れが中国からアセアン加盟国へ移動している兆候が見られることから、より一層の外国直接投資を誘引する環境を整えたと信じられている。Lao Dong (労働)新聞は、不動産コンサルタント会社であるJLLベトナムのStephan Wyatt氏が、コロナウイルスの流行が全世界に影響してはいるが、ベトナムは引き続き約束できる目的地

であると述べたことを引用した。多くの大手企業は、生産工場を中国から移動することを検討している。この見解を基に、ベトナム統計総局(General Statistic Office)の Nguyen Bich Lam 総局長は、この状況は、中国生産の縮小を計画する投資家を引き寄せる可能性になり得る、と述べた。経済専門家は、今がベトナムにとって、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP) や EU・ベトナム自由貿易協定(EU-Vietnam Free Trade Agreement, EVFTA)などの協定を利用して、アメリカ、カナダ及び EU から投資を呼び込む努力へのさらなる一歩を踏み出す絶好のタイミングであるとの見方を共有している。経済専門家は、これらの国からの投資は通常、ハイテクとより厳格な基準を伴い、それがベトナムの外国直接投資の質の向上を助ける、と指摘した。日本は最近、企業の中国から東南アジア諸国への製造拠点移転を支援するために 22 億米ドルを投じた。COVID-19 の到来はまた、欧州諸国により安全なサプライチェーンの構築についての考慮を促している。Rong Viet(Viet Dragon)証券は、ベトナムへの新規外国直接投資は、主に労働集約型プロジェクト（繊維及び衣料品、木材及び木材製品）、加工プロジェクト（食品、紙、プラスチック及びゴム、金属、建築素材）、国際イノベーションプロジェクト（コンピューター、携帯電話、電子部品）となるであろうとの見通しを示した。コンサルタント会社である Economica Vietnam の Le Duy Binh 氏は、インフラへの公共投資を促進するとともに、ロジスティクスの整備と投資誘引のために 航空、海上、鉄道及び道路輸送のボトルネックを解消することを示唆した。また、決算の迅速化と、税制及び税関手続の透明性も必要である。計画投資省（Ministry of Planning and Investment, MoPI）傘下の外国投資庁（Foreign Investment Agency）によると、ベトナムは、2020 年第 1 四半期に、前年同期比約 45%増の、合算で登録資本金 55 億米ドル、758 件の新規外国直接投資計画に対し投資ライセンスを許諾した。第 1 四半期に、230 件以上の現存の登録済プロジェクトが既存の資本に対し合計 10 億 7 千万米ドルを追加した。これは前年同期の数値の 82%に相当する。外国投資家による資本拠出額と株式購入額の合計は、前年同期の数値の 34.4%相当の約 20 億米ドルに達した。今年第 1

四半期にベトナムへ投資した 87 の国・地域の中で、首位のシンガポールが全体の 53.1%を占め、その投資額は 45 億 4,000 万米ドルであった。これに、日本が 8 億 4,670 万米ドル、中国の 8 億 1,560 万米ドルが続いている。

(2020 年 4 月 23 日、ベトナムニュースエージェンシー)

～中国の長期化した商標係争で、NBA のレジェンドであるマイケル・ジョーダン氏が勝利する～

中国の最高裁判所は、長期化した商標論争においてバスケットボールのレジェンドであるマイケル・ジョーダン氏を支持した判決を下し、氏の名前を違法に使用していた中国のスポーツウエア企業と氏の、8 年の長きにわたる法律闘争を終結させた。知的財産権の支持は、米中貿易戦争における主要な争点の一つであり、1 月に署名された第一段階の取り決めにおいて、北京は知的財産保護の改善を誓った。先月末のランドマーク的判決は、福建省を拠点とする Qiaodan Sports による、ジョーダン氏の名前の中国語訳である、Qiao Dan の使用を禁止するものである。最高裁判所は、中国企業を支持した過去 2 回の判決を覆した。2016 年にジョーダン氏は、氏の名前の中国語表記の権利を勝ち取ったが、最高裁判所は、中国企業によるローマ字商標"Qiaodan"の使用権を支持した。Qiaodan Sports は火曜日の Weibo の声明で、この判決は"同社の既存の商標の使用及び、通常の営業に影響しないと述べた。2000 年に設立された Qiaodan Sports は、全国で 5,700 店以上のフランチャイズストアを運営しており、判決によると、"Qiaodan"、"Flying Power"、"Qiaodon King"などの異なった中国語表記を含む、類似の約 200 件の商標を出願している。中国の裁判所は 2017 年に、スポーツウエアブランドの New Balance に対し、中国のスポーツシューズ企業が違法に複製していた同ブランドの有名なロゴである"N"に対し、著作権侵害であるとして、150 万米ドルの損害賠償を認容している。中国の知的財産侵害事件において西側のブランドが珍しくも勝利した判決は、アメリカのトランプ大統領が知的財産に関する中国の説明への徹底的な調査に着手した後、すぐに発表された。国連は先週、昨年国際特許出願件数において、

40年に渡りトップの座を保持して来たアメリカに代わり、中国が首位の座に着いた、と述べた。(2020年4月9日、ジャカルタポスト)

～中国の知的財産守護者としての新たな役割～

地球上で現在最大の著作権ゲームは、新型コロナウイルスに対する効果的で安全なワクチンの開発競争である。この競争の結果に関わらず、世界のイノベーションの風景は永久に変化した。世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization, WIPO）によると、国際特許出願において、中国は昨年、世界のリーダーとなった。イノベーションの量が必ずしも質の良さを反映しているとは言えない。そのことを思い起こさせるのは、人類史上最重要とされる、ワクチン探索における、早期の成功である。WIPOが述べるように、新たなランキングはイノベーションの中心がアジアへ向かって歴史的に移動したことを反映している。パンデミック終了後には、このことが新たなリアリティとなり、貿易戦争が再び最重要課題となる。WIPOによると昨年、2018年から5.2%増の、265,800件の国際特許出願が行われた。主要分野においては、57,840件を出願したアメリカに代わり、中国が58,990件出願して史上初の首位となった。中国の通信大手 Huawei が最大の出願人であった。国際競争における知的財産の役割が大きくなるに連れて、WIPO はアメリカと中国の戦場になっている。ワシントンが後援した候補者である、シンガポールのダレン・タン知的財産権庁長官が、最近、中国の王彬穎 WIPO 事務局次長を含む5人の候補者を破り、ガリー事務局長の後任の座を勝ち取った。(2020年4月12日、サウスチャイナ・モーニング・ポスト)

～中国政府は、偽造カメラの事件で Alpa を支持する判決を下す～

スイスのカメラ製造会社である Alpa は、同社のモデルの偽造カメラ及び付属品を模倣して製造販売していた中国企業を中国の裁判所へ提訴した事件で勝訴した。中国の Guozh ブランドは、Alpa の A12 モデルシリーズを直接模倣したカメラ FY-2015 について、Alpa へ損害賠償金の支払を命じた。この中国企業は、Alpa のカメラ、バックアダプター及び付属品を模倣し、自身のブランド名のもとで販売して

いたほか、その模倣品の使用者向けのカメラクラブさえも運営していた。Guozh により製造された幾つかの品物には、Alpa のブランドが付され、Alpa のユーザーに対し納得ずくの模倣品として販売される一方で、他の製品には Guozh ブランドが付されて、Alpa 使用者となり得る消費者に対し、中国国内で非常に安価に販売されていた。裁判の途中では、中国の複雑な著作権法の下での著作権保護を申請していなかった Alpa に勝ち目はないように見えたが、最終的に Alpa は、Alpa のカメラは日用品を“美術”として見なすことのできる中国の“応用美術”規則を適用できるとして申立を提出することができた。スイスの日刊紙ノイエ・チュルヒャー・ツァイトゥング (Neue Zürcher Zeitung, NZZ) の記事によると、3 回の尋問の最終尋問の最後に Guozh の所有者である Guo Zhonggen は、“6 桁の損害賠償金”を支払うこととともに、自身のウェブサイトでの謝罪、更に Alpa カメラ模倣品の製造中止を命じられたが、書面となった時点においても、Guozh は上訴を計画するとともに、製品の自社ウェブサイトでの宣伝を続けていた。NZZ 紙によると、Alpa の Andre Oldani 製品部長は、中国の巨大なシステムにおいて無力でないことは良い気分である、と述べたことが引用されている。

(2020 年 4 月 17 日、デジタルフォトグラフィレビュー)

～アメリカにおける竹製バッグをめぐるトレードドレスと特許とパテントトロール～

過去数年にわたり、訳知りの消費者やインフルエンサーのインスタグラムアカウントで広がり、広く有名になった竹の半月型バックのデザインの所有者はだれであるか？これが、インスタグラムにおける、“その”バッグの製造会社であるカルトガイア (Cult Gaia) と、靴やアクセサリーの大量販売ブランドであるスチーブマデン (Steve Madden) との間でエスカレートする係争の主な理由である。どちらともに発明したわけではない日本の伝統的なハンドバッグのデザインについては、現在、連邦裁判所で審理が行われている。カルトガイアの創業者である Jasmin Larian 氏の企業である、Larian LLC からの 2018 年 3 月の差止請求書への回答として、スチーブマデンは、カルトガイアのアークバック (Ark Bag) のように見えるバッグ

の製造により連邦商標法に抵触していないことを宣言するよう裁判所に求める訴訟を提起した。これに対し、Larian LLC は、瓜二つの"BBshipper"バッグとしてデザインされたバッグは、アークバッグの、ようやく取得したトレードドレスの権利を侵害しているとして、スチーブマデンのブランドを訴えた。同時に、誰がこのバッグの所有者であるのかということと同一の疑問が、米国特許商標庁 (The United States Patent and Trademark Office, USPTO) 商標部においても、長年にわたり継続している。USPTO は、Larian LLC が出願した商標の登録を認めるかどうか 2020 年 7 月には決定段階にある。Larian LLC によると、このバッグについて言及したソーシャルメディアの記事とブログ、450 万米ドル程の売上やその他諸々によって示されたことにより、カルトガイアのアークバッグの特筆できる人気の結果として、消費者はこのデザインのバッグは単一の出所であるカルトガイアブランドであると関連づけており、これは、このデザインが商標として機能するものである。USPTO の審査担当者である Bernice Middleton 氏は納得せず、2018 年 7 月の(第 2 回)暫定拒絶において、カルトガイアのバッグは数十年に渡り天然の竹から日本のその土地の芸術家によって作成されてきた、すでに存在するバッグの、単なる流用か繰り返しにすぎない、と強調した。Middleton 氏は、ただ単に再紹介し、若いアメリカ人にソーシャルメディアを介して、伝統的な作品にどのようにスタイリッシュな衣をまとわせるかを訓練することは、商品の出所を示す根拠とするには十分ではないと述べた。ここにもう一人の登場人物が現れ、そのデザインの意匠権取得に成功した。今週始め、USPTO の特許部は、中国人発明家 Minling Lin 氏に竹のバッグの装飾的な意匠に限定して、意匠権を付与した。この意匠特許の決定は、Lin 氏に対し、アメリカにおいて 15 年間の、視覚的装飾部分への保護(トレードドレスにより提供される保護と比較的似通っている)を付与するが、カルトガイア及び Larian LLC と、スチーブマデンにどのような影響を与えるか、という疑問が持ち上がる。知的財産の専門家である、オクラホマ大学法学部の Sarah Burstein 教授は、現在も有効であるかどうかに関わらず、Lin 氏への意匠特許の付与は、Larian LLC のトレードドレスに影響するためされるべきではなかった、と述べた。商標法は、特許法とは異なり新規性を登録の要件としないことから、Larian LLC にとっ

ては、日本の伝統的な竹のバッグのデザインを他の誰かが以前から使用していても、消費者がそのバッグのデザインを排他的にカルトガイアブランドと関連付けられるのであれば、Larian LLC にとって重要な問題ではない。Lin 氏の新たな意匠特許が、Larian LLC の審査中のトレードドレスの邪魔をすることはないと思うが、Lin 氏が、三日月型の竹のバッグのデザインを使用するカルトガイアやスチーブマデン、さらには、アマゾンでの見た感じ数え切れない程の販売者に至るまでの人々から意図的に収益を得ようとするかも知れない。 Lin 氏が連邦裁判所へ出向き、Larian LLC を特許侵害で提訴するよりもありそうなことは、Lin 氏が、ライセンス費用を支払わなければ特許侵害であるから訴えると脅すために差止請求書を全ての会社へ送ることを選択することである。この事件は、ライセンス費用を支払う方がほとんどの場合において安価であり、特許裁判と比べて比較にならない程に短時間で済むことから、企業は、費用を支払う傾向にあるので、トロールにとって魅力的な(また、儲かる可能性のある)戦術であることを示している。

(2019年3月21日、The Fashion Law)

～英国の J.K.ローリング氏は、教師が「ハリーポッター」を朗読しているビデオを投稿できるようライセンス費用を免除する～

作家である J.K.ローリング (J. K. Rowling) 氏は、アウトブレイクにより休校中の 7 月までの間、「ハリーポッター」シリーズのライセンス料を軽減した。これにより、教育者はライセンス費用を支払うことなく、自身が同シリーズの朗読を収録して、そのビデオを彼らの学校のプラットフォーム上で共有することが可能となる。ローリング氏は、3 月 20 日に自身のツイッターでこのニュースを共有し、教師が家から子供に教えること支援ができることを大変嬉しく思う、と述べた。一度はシングルマザーとして生活難に悩まされたことのあるローリング氏は、慈善事業への貢献で知られており、昨年のエジンバラ大学への 1,890 万米ドルの寄付を含め、これまでに少なくとも 1 億 5,000 万米ドル以上の寄付を行っている。エジンバラ大学は、この寄付金を多発性硬化症の研究支援と、45 才で多発性硬化症による合併症で他界したローリング氏の母、アンさんの名前を冠した建物の建設に使用した。

ローリング氏は、児童養護施設に子供を入れないことを目的とし、施設の子供をその家族と再度結びつけるために働く慈善団体である、Lumos を 2005 年に設立した。この団体名は、「ハリーポッター」で用いられる、暗闇に光をもたらす魔法のスペルに由来する。

(2020 年 3 月 31 日、インサイダー)

～パテントプールが感染症アウトブレイクを終わらせる鍵となる～

医療専門家の世界的ネットワークが伝染病ウイルスの明らかになる菌株を監視し、伝染病ウイルスに対するワクチン接種のための確立された処方定期的にアップデートし、そして、世界中の国及び企業にそれらの情報を入手できるようにする世界を想像してみよう。加えて、この作業が、いかなる知的財産の考慮なしに、そして、製薬大手企業が自身の利益を最大化するために絶体絶命の公衆を搾取することなく行われているかどうかを想像してみよう。これはおとぎ話のユートピアのように聞こえるだろうが、実際に過去 50 年間にわたりどのようにしてインフルエンザワクチンが製造されて来たかについての記述である。世界保健機関(World health Organization : WHO)の世界インフルエンザ監視・対応システム(Global Influenza Surveillance and Response System ; GISRS)を通じて、世界中の専門家が年に 2 回、出現しつつあるインフルエンザの菌株の最新のデータを分析し討議して、各年のワクチンにどの菌株を加えるか決定するための会議に召集される。研究所のネットワークは約 110 カ国に広がり、そのほとんどが政府からの資金により賄われた。(その一部は機関からによる) GISRS は、イェール大学ロースクール Amy Kapczynski 教授いうところの「オープン・サイエンス」の典型である。COVID-10 の襲来とともに、独占が人命を対価として求めることはうんざりするほど明らかとなっている。ウイルスに対する試験に用いられる技術を制御する独占は、より多くのテストキットの素早い出荷の邪魔になる。より悪いことに、COVID-19 の治療に最も可能性のある 3 つの薬品—レムデシビル、ファビピラビル (S&I 注: 商品名アビガン)、ロピナビル/リトナビル—の多数の特許は、世界のほとんどの国で有効である。すでに、これらの特許は競争を妨げ、新薬の入手可能

性と供給の双方を脅かすものとなっている。私たちは 2 つの未来の選択肢を有している。1 つめのシナリオは、従来通り大手製薬企業を信頼して COVID-19 に対するいくつかの可能性のある処方を見守るやり方である。この未来では、特許が供給者に対しこれら発明のほとんどを制御する独占権を与えることになり、供給者は価格を高くしたままとし、治療を制限できる。同じ問題が可能性のある COVID-19 ワクチン全てに対して生じる。自由にいつでも入手できるポリオワクチンとは異なり、現在ではほとんどの市場に出回るワクチンには特許がある。2 つめのあり得る未来は、現在のシステムは目的に適合しないことから、毎年のインフルエンザワクチン製造で行われているような、別のシステムによるやり方であり、すでにこのアプローチによるいくつかの好ましい動きが見られる。例えば、コスタリカ政府は、最近、より適切な価格での新薬及び新たな診断方法の供給を多くの製造者に許容するための、COVID-19 治療に対する自発的知的財産権プールの創設を WHO に呼びかけた。パテントプールは目新しいアイデアではなく、国連および WHO が HIV/AIDS 治療などへのアクセス増のために長年求めていたものを、COVID-19 をカバーするようプログラムを拡大するものである。パテントプールや賞金や他の類似のアイデアは生命を救う医薬品の開発および入手のための方法を改善するための行程表の一部である。このゴールは、独占が牽引するシステムを協力と知識共有に基づくシステムに置き換えることである。確かに、COVID-19 危機は独特なものではあっても、強制実施権の恐怖が医薬品企業の振る舞いを正すための圧力として十分な手段を提供するが、短期的な利益によりモチベーションを与えられているものではない、最前線の研究者はともかく、大手製薬企業が自身の責任を理解しているかどうかは定かではない。長い間、私たちは今日の知的財産制度は必要であるとの神話に縛られてきた。GISRS やその他の「オープン・サイエンス」の適用の成功は、そうではないことを証明している。今や新たなアプローチの時である。学識経験者と政策担当者は、社会的に有益であるがそれほど儲けにならない医薬品発明早出のために、多くの可能性のある提案をすでに検討している。これらのアイデアを実践するには、今が最良の時である。

(2020 年 4 月 28 日、バンコクポスト)